

1 体制整備(京都府)

○雪害対策本部（支部）等の設置基準見直し → 地域防災計画を見直し

(現状・課題)

- ・本庁では、大雪警報発表に伴って警戒本部を設置したが、雪害対策連絡本部を設置していなかったことから「JR西日本の列車立ち往生」、「孤立集落発生」等の情報収集、伝達、報告が円滑に実施できなかった。
- ・南丹広域振興局では、地方雪害対策本部設置基準のうち、積雪深を元に本部を設置することとしていたため、事前の本部設置に至らず、大雪による交通遮断により職員の参集が困難となった。

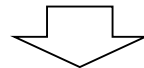
(対策)

- ・大雪注意報発表の段階から本庁と広域振興局に雪害警戒本部及び支部を設置し、早期の警戒体制を整備するとともに、大雪警報発表時は警戒体制を強化する。
- ・降雪による車両の通行支障、列車の運行支障又は孤立集落の発生のおそれがあるときは、本庁と広域振興局に雪害対策本部及び支部を事前設置する。

<設置基準見直し案>

見直し前

大雪注意報	大雪警報		警戒積雪深 (管内1/2超過)	地方雪害対策本部 設置後、必要に応じて	災害救助法 適用
	災害警戒 本部・支部		地方雪害対策本部 (広域振興局)	雪害対策連絡本部 (本庁)	災害対策 本部・支部



見直し後

大雪注意報	大雪警報	道路、鉄道の運行障害、 孤立集落発生のおそれ	警戒積雪深 (管内1/2超過)	地方雪害対策本部 設置後、必要に応じて	災害救助法 適用
雪害警戒 本部・支部	体制強化 (増員)	雪害対策 本部・支部	廃止		災害対策 本部・支部

※車両の通行支障、列車の運行支障又は孤立集落の発生のおそれとは、京都府域を対象とした国土交通省の大雪に関する緊急発表等があった場合で、かつ大雪注意報等の発表があったときを想定